

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令要綱

第一 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

登録型式検定機関の登録の区分として電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加するものとする
こと。

第二 機械等検定規則の一部改正

一 電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定を受けようとする者は、型式検定実施者に現品、ろ過材並びに排気弁及び弁座を提出しなければならないものとするとともに、提出すべきものの数を定めること。

二 電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定は、型式検定実施者の所在する場所において行うものとする
こと。

三 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有すべき検査のための設備として、粒子捕集効率測定設備、漏れ率試験設備、公称稼働時間試験設備、騒音試験設備、二酸化炭素濃度上

昇値試験設備、通気抵抗試験設備、排気弁の作動気密試験設備、内圧試験設備及び最低必要風量試験設備を定めること。

四 型式検定を受けようとする者が有すべき検査のための設備であつて、その者が随時他の者が有する検査のための設備を利用することができる場合に、その者を当該設備を有する者とみなすこととなる設備として、公称稼働時間試験設備及び騒音試験設備を追加すること。

五 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有すべき工作責任者として、次に掲げるものを定めること。

(一) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

(二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

(三) 八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者

六 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定合格証の有効期間を五年とすること。

七 型式検定に合格した型式の電動ファン付き呼吸用保護具である旨の表示は、電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるものにあつては電動ファン、ろ過材及び面体等の、電動ファンが分離できないものにあつてはろ過材及び面体等のそれぞれ見やすい箇所に、型式検定合格標章を付すことにより行うものとする。

第三 その他

労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により労働安全衛生法第八十八条第一項の規定による届出義務を廃止することに伴う所要の規定の整備等を行うこと。

第四 施行期日等

一 この省令は、改正法の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成二十六年十二月一日）から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けるものとする。